

奈良県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和六年十月二十五日

奈良県知事 山下 真

増井 孝志	施術者の氏名	檀原市東坊城町四七七―一	施術所の名称及び所在地	令和六年十月一日	指定年月日
-------	--------	--------------	-------------	----------	-------